

研究

大祓に関する研究

池田啓子

恒例の大祓の時に読まれた大祓の祝詞は延喜式に収められているが、その制作年代については諸説があり定説はない。しかし、その文章の内容から考えて、それが恒例の大祓の開始に当って制作されたものであることは疑いないと考えられる。

ところで、大祓の儀式は大宝令に始めてみえており、記録に残っている一番古い例は純日本紀にみえる大宝二年の例なので、恒例の大祓が開始されたのは大宝の年からだと考えられやすい。しかし、実際はもつと以前から行われていたと考えられる。というのは、純日本紀にみえる大宝二年の例は、

大宝二年十二月甲寅、太上天皇^統、^持崩、壬戌^十日^三廢^ニ大祓、但東
西文部解除如^レ常

とあるように、実際に大祓が行われたのではなく、太上天皇の崩御のために停止されたという内容だからである。このように、大祓が停止されたということは、それ以前から大祓が行われていたことを示しているといえよう。本居宣長も大祓詞後釈で

此二季の大祓は、いづれの御代よりか始りけん詳ならず、天武天皇紀文武天皇の始めまでに、此大祓の見えざるを以て、大宝の御定めなりとは決めがたし、是は年毎に定まれる事なる故に、記されざりしにもあるべし。

と述べ、大祓が大宝以前から行われていたという見解を示している。以上のような理由から、大祓は大宝以前から行われていたと考えるべきで、その始まりについては公事根源に

天武天皇の御時よりはじまる
とあり、祝詞考に

六月十二月の大祓の詞は、大津清見原の御代ら（天智天武兩朝）の辞なり

とあるので、恒例の大祓が始められたのは、天武天皇の朝の頃であつたらうと考えられる。

以上のように、恒例の大祓の開始並びに大祓の祝詞の制作は、天武天皇の朝の頃であつたらうと考えられるが、私はこの恒例の大祓について次の二点の見解を持った。その一つは、青木紀元氏は恒例の大祓は祓の規模を拡大したものと言っておられるが、そうではなく、禊と祓とを統合して行われた儀式であると考えられること。第二の点は、平安末期の文献には大祓の時に解繩という儀式が行われた記録があるが、この解繩は恒例の大祓が始められた当初から行われていたものであり、それは大祓の祝詞の

天津菅曾乎 本茹断末茹切乎、八針^爾取辟乎、

という所にあたる儀式であると考えられることである。以下、この

二点について論じてみたい。

(1)

青木氏の、恒例の大祓は祓の規模を拡大したものであるという説は、氏がその著書日本神話の基礎的研究の「ミソギ・ハラへ」の条で述べておられるもので、次のような内容である。

まず、禊と祓の関係について青木氏は、一般には古事記伝の禊と祓は一体のもので、広義の祓の中に禊と狹義の祓が含まれるという説に従うのが普通であるが、禊と祓は最初は別の物であつて、後に大祓の慣習化によつて禊と祓が混同されるようになったと述べておられる。禊と祓がもとの別の物であつたと考ふる理由については、次のような点を挙げておられる。禊の起原を説明しようとした伊邪那伎大神の阿波岐原の禊の神話と、祓の起原を説明しようとした須佐之男命の千位置戸の祓の神話は全く別物で、互いに混同しやすすいような性質のものではないこと。即ち、阿波岐原の禊の結果、多くの神々が生まれ、特に天照大御神・月読命・須佐之男命のいわゆる三貴子が生まれたとあるのは、禊が古代の重要な宗教儀礼であつたことを示している。つまり、禊は心身の穢を神聖な水によつて洗い清める宗教的儀礼であり、穢を清め、また神に近付こうとする人が自発的に行なうもので、他から科せられるものではない。これに対して、祓は罪を犯した者に祓えつ物を出させて罪の贖いをさせるもので、他から科せられるものである。また、古事記本文の阿波岐原の禊の神話は、是以伊邪那伎大神詔、吾者到_レ於_二伊邪那志許米志許米岐_一此九_レ字、穢國一而在_二那理_一。此二字故、吾者為_レ御身之禊一而、到_二坐坐紫日向之橋_一小門之阿波岐_此以_レ音_此。原一而、禊祓也。

とあり、「禊祓也」という語がみえるが、これは「ミソギハラヒタマヒキ」と訓むのではなく、「ミソギシタマヒキ」と読むべきである。なぜなら、「祓」の中国における原義は「凶悪を除く儀礼」であるから禊もその中にはいるわけで、禊に「禊祓」「祓禊」という熟語を用いたのは当然であり、この「祓」の字を日本では罪に対する祓の意に用いたが、それは原義から離れた使用方法であるとして、禊と祓が別の物であつたことを正当化しておられる。

このようにして禊と祓とが別の物であつたことを述べ、次に万葉集の神龜四年作の歌である。

……(上略) 千鳥鳴 チドリナク 其佐保川丹 ソノサヘガハニ 石二生 イハニオフル 菅根取而 スガネトリ 之努布草 シノフクサ
……(中略) 往水丹 イクミズニ 潔而益乎 ミソギヤメニ 天皇之 ミコノミコ 御命恐 ミコノミコ 百穢城之 ヒヤクセキ
大宮人之 オホミヤノヒト 玉梓之 タマシヅノ 道毛不出 ミチモイダラズ 恋比日 コイヒ

同じく万葉集の天平二年作の歌である。
奈加等美乃 ナカトミノ 敷刀能里等其等 シクリノリトゴト 伊比波良倍 イヒハラヘ 安賀布伊能知毛 アガフイノチモ 多 タ
我多米介奈礼 ガタメニナレ

この二つの歌には禊と祓の接近が窺われ、この頃から祓は心身の罪穢を清めるものというふうにならされて、禊に接近して行ったとし、その原因を大祓の慣習化に帰しておられるのである。即ち、大祓は個人の罪を解除する祓がその規模を拡大し、朝廷の行事として集団的に罪の祓を行なったものである。最初は臨時の大祓から始まったが、後にこれを毎年六月十二月の晦日に定期的に行うようになって、恒例の大祓が成立した。この恒例の大祓で読まれる祝詞には始終罪のことを述べたて、穢については一言も触れていないから、大祓は罪の解除を目的として行われたものである。このように大祓は元來罪の集団的な祓であつたが、大祓の慣習化に伴って、

次第に祓の本義から離れてもつと隠微な精神的不浄、ないしは身体的不祥の除去という意味が表面に出てきた。かくして大祓の慣習化に伴って祓に対する人々の受け取り方が変化し、祓は心身の罪穢を清めるものというふう¹に考えられて禊に接近して行ったと述べておられる。

以上の青木氏の説において、禊と祓が別の物であったことには全く同感である。しかし、禊・祓の混同が大祓の慣習化から生じたものとは考えられない。私は、禊と祓を統合したのが恒例の大祓であると考える。つまり、臨時の大祓の方は最初祓の規模を拡大して罪の祓を行ったものであったと考えるが、恒例の大祓は心身の穢を神聖な水によって洗い清める宗教的儀礼である禊と、罪を犯した者に祓えつ物を出させて罪の贖いをさせるという祓とを一緒にして始められた儀式ゆえに、恒例の大祓によって祓いやられるもの^{注1}が罪と穢であったと言えると考えるのである。このように考える理由について次に述べてみたい。

先に、青木氏は祝詞には始終罪のことを述べたてて穢については一言も触れていないから、大祓によって祓いやられるものは罪だと述べておられることを書いたが、祝詞に大祓で祓いやる罪を天津罪・国津罪とに分けて具体的に列挙してある所には、人間の犯した罪以外のものも含まれている。大祓の祝詞で天津罪と国津罪とを具体的に列挙している所は、次のような文章である。

天之益人等哉、過犯^家雑々罪事^敬、天津罪^止、畔放^止、溝埋^止、楯放^止、頻蒔^止、串刺^止、生剝^止、逆剝^止、屎戸、許許太久乃罪乎、天津罪^止、法別^罪、国津罪^止、生膚断^止、死膚断^止、白人^止、胡久美^止、己母犯罪^止、己子犯罪^止、母與^止子犯罪^止、子與^止母犯罪^止、畜犯罪^止、昆虫乃災^止、高津

神乃災・高津鳥災・畜仆^止、蠱物為罪、許々太久乃罪出^止。

ここで天津罪として列挙してあるものは問題ないが、国津罪として列挙してあるものの中には罪以外のものが含まれている。国津罪として列挙してあるものについては種々の解釈がなされているが、その根本の意味は皆同じようなものが多い。次に国津罪として列挙されているものについて、従来^{注2}の説によって一応の説明をしてみた。

「生膚断・死膚断」については、前者が生きたものの膚を断ち傷つけること、後者が屍に傷つけることなど、他にも幾つかの解釈の仕方があるが、共に人間の身体を傷つけることという点では一致している。「白人・胡久美」については、「白人」を白っ子、皮膚の一部が白色に変ずる病、「胡久美」を贅肉、身体に結節の生ずる癩を病む人などの皮膚病、あるいは白癩黒癩の天刑病として、病氣とする解釈のしかたがある。以上は普通の解釈の仕方であるが、次のような異説もある。即ち、祝詞考には荷田春満の説を引いて、「白人・胡久美」を新羅人高麗人を指すものとし、下文の母子相姦の事へ係るものと解し、かゝる破論の行いは我が国にない所で、帰化人の間にそのような行いもあったので、大祓で祓われるのであるとあり、辨蒙には白日床與の義とある。しかし、祝詞考と辨蒙の説は、次田氏が言っておられるように類似音によって付会したもので、取るに足らないと考えられる。「己母犯罪・己子犯罪・母與^止子犯罪・子與^止母犯罪」は姦淫の罪という点で一致している。「畜犯罪」は、皆古事記仲哀記の国の大祓の所にみえる「馬婚・牛婚・鶏婚」に当るといふ解釈がなされており、家畜を姦す罪と考えられている。「昆虫乃災」については、虫のもたらす災害という点で一致し

ている。「高津神乃災」については水旱を指すとか、雷神慧星等の
変災とか、福津日神の災とか、その他種々の解釈がなされておりは
つきりしたことはわからないが、とにかくそれが災害を指すもので
あることは間違いない。「高津鳥災」についても天を飛ぶ鳥のもた
らす災とか、天狗等の悪神の災などと種々に解釈されているが、災
害という点では一致している。「畜仆志、蠱物為罪」については、
これを一つの罪とする説と、「畜仆志」と「蠱物為罪」との二つの
罪とする説とがあるが、どちらにしても呪術によって人に害を及ぼ
す行為を指すという点で一致している。

以上の説明から、国津罪の中で「生膚断・死膚断・己母犯罪・己
子犯罪・母與_レ子犯罪・子與_レ母犯罪・畜犯罪・畜仆志、蠱物為罪」
は人間が犯した罪であり、「白人・胡久美」は病であり、「昆虫乃
災・高津神乃災・高津鳥災」は災害であると言ふことができる。こ
のように恒例の大祓では、人間が犯した罪と病と災害が祓いやられ
たと言ふことができるが、病と災害については病・災害そのものを
祓うのではない。上代においてはそういうものから穢が生じると考
えられていたのであって、そのような災禍から生ずるところの穢を
祓いやったのである。即ち、恒例の大祓で祓いやられたものは罪と
穢であったと言ふことができる。このように、国津罪の中には罪と
穢が含まれているので、氏が述べておられるように恒例の大祓で祓
いやられるものが罪だけであったとは言えない。このように恒例の
大祓で祓いやられるものが罪だけではなくて、祓の対象となる罪と
穢の対象となる穢であったということは、恒例の大祓を禊と祓を統
合して始められた儀式であると考える一つの根拠となると考えられ
る。

次に、大祓の祝詞の文章をみると、「祓給比清給」という文章が
数ヶ所に出てくるが、恒例の大祓が祓の規模を拡大したものでな
らば、「清給」という意味はないはずである。恒例の大祓には禊の儀
式が取り入れられているからこそ、「清給」という意味も成り立つ
と考えられる。

次に、恒例の大祓の時に行われた儀式の内容からも言える。大祓
の祝詞には、

天津金木乎、本打切末打断言、千座置座爾置足故志

という文章があるが、これは須佐之男命の千位置戸の故事に基づい
て、実際に恒例の大祓の時に行われた儀式と考えられる。また、大
祓の祝詞の最後には、

四国下部等、大川道爾持退出言、祓却止宣。

とあり、儀式が終ると四国の下部等が罪穢を移したものを川へ流し
棄てることがわかる。つまり、恒例の大祓では、天津金木を千座置座
に置き足らわすという、祓の起原を説明しようとした須佐之男命の
千位置戸の故事に基づく儀式とともに、儀式が終了後、罪穢を移
したものを川へ棄てるという禊の儀式が取り入れられているのであ
る。

次に、臨時の大祓の変遷からも言える。臨時の大祓の初見は古事
記の仲哀記にみえるが、これは天皇が神の託宣を信じなかったとい
う罪を犯されたため、神の怒りに触れて崩御された。そこで、神の
怒りを鎮めるために因中にある、人々が犯した罪の祓を行ったので
あり、本来の祓の姿が窺われる。ところが、天武天皇の朝以後の臨
時の大祓は、恒例の大祓と同じく罪や穢を祓い清める意味で行われ
たと考えられる。即ち、古事類苑に挙げてある臨時の大祓の例をみ

ると、次のような場合に行われているのである。

- (1)、神社へ使者を出す場合。
- (2)、災禍や流行病等の災が生じた場合。
- (8)、触穢があった場合。
- (4)、喪があげた場合。
- (5)、周忌の齋会を行った場合。
- (6)、不吉な兆が現われた場合。
- (7)、造築をした場合。
- (8)、天皇が御病氣をされた場合。
- (9)、左遷をした場合。
- (10)、罪人を赦免した場合。
- (11)、罪人を配流した場合。

このように、天武天皇の朝以後の臨時の大祓は、罪だけでなく穢が生じた場合にも行われており、罪の祓という意味で行われたものではないことは明らかであろう。皆、罪あるいは穢を祓い清めるために行われたものとしか考えられない。臨時の大祓がこのように変化したのは、罪と穢を祓いやる恒例の大祓が始まったためだと考えられる。つまり、臨時の大祓の変遷から逆に、恒例の大祓で祓いやられるものが罪と穢であったということが推測できるのである。

以上が、青木氏の恒例の大祓は祓の規模を拡大した儀式であるとすする説を批判する根拠であり、大祓を禊と祓を統合して始められた儀式と考える理由である。

(二)

大祓の祝詞の中ほどに、

天津宮事^以、大中臣、天津金木^乎、本切末打断^言、千座置座^爾
置足^{被志}、天津菅曾^乎、本荊断末荊切^言、八針^爾取辟^言、天津祝詞^乃
太祝詞事^乎宣^礼。
という文章がある。この文章の中の「天津菅曾乎、本荊断末荊切言」
八針^爾取辟^言、」という部分について、賀茂真淵と鈴木重胤の説を
次に挙げたい。

まず、真淵はこの部分は割いた菅を手に取って、塵を払うように
することを言ったのだとしている。そして更に、

或人のいへらく、祓には、一撫一吻の事有、解繩のわざあり、是
に依に、文に、伊吹放、佐須良比、触網解放、天津金木、八針な
どの事をいへりけむと、真淵考るに、既にいへる如く、祓身潔の
おこれる事、神代にありて後、右にいふ如き事、古書にいささか
も見えたる物なければ、この説どもは、後に添たるものなり
とし、江家次第抄の東廊の大祓に、

祝師着^座、臨^禊禊詞及^三八張[、]解^繩、禊^了、禊^了、
また、平野祭の「宮主奉^三仕祓詞」という所の細書に
到^三祓清之處、以^三入形^令吻給、到^三中臣祓詞八張取割之處、解^繩
繩給畢宮主退出、

とあるのに対し、これらは中頃の陰陽卜部などが付けそえた事だと
説明している。次に、鈴木重胤は祝詞考の説に対して、「天津宮事
以^三」から「天津祝詞乃太祝詞事乎宣^礼」までの文は解除の事を行
う式法を言った条だから、全くそのような事がなかったとは言えな
いとして、「天津菅曾乎云々」は御贖の儀の時の荒世和世及び天下
の人々が荒世和世のかわりとして戸別に出した麻一条、以上の物を
贖物として千座の置座の上に置足わした上から塵を払うように祓う

ことだとし、この天津菅曾を以て解除う事がいささか転って、「及八張^ニ解^ニ繩^一」になったとしている。

以上の説に対して、私は解繩は恒例の大祓が始められた当初から行われていた儀式であつて、「天津菅曾乎云々」というのが解繩のことだと考えたい。なぜなら、古事類苑の資料によると、恒例の大祓は天元五年には己に衰退の兆がみえ、遂に応仁の乱以後は廢絶するのであるが、このように衰退の傾向にある大祓に、真淵が言うように新たな儀式が加えられたとは考えられない。ただし、塵を払うように祓うことと解繩の儀式との間には次に述べるように、何らの類似性も見い出せないから重胤の説にも従えない。解繩は玉海に、
至高天原^一解^ニ解繩^一

とあるので、先の江家次第の記録と合せて、中臣が読む祝詞の詞章が

高天原^爾神留坐

にきた時から始められ

八針^爾取辟^言

にきた時には終るようになされたものと言うことができる。また、

その作法については神道名目類聚抄に

解繩、左右ノ繩、二筋ヲ案上ニ設

皇大神宮年中行事に

件繩以^ニ左手^一、一以^レ右^一、口ニクハへ解^レ之

とあり、繩二筋を左右の手で持って、口にくわえて解いたものと考えられる。そこで、「天津菅曾」がこの二筋の繩のことであると考へられる。「天津菅曾」の「菅曾」については、従来菅緒とする説と清麻とする説との二説がある。しかし、「曾」は「麻緒」の約言と

考えられること、また、大祓の料物の中には麻はあり菅はないが、万葉集には祓の時に菅を用いた歌があり、菅と麻の両方が祓の時に用いられていること。このような点から考えて、「菅曾」は「菅麻緒」のことで、菅や麻で作った緒のことではないかと思へられる。

つまり、解繩というのは、菅あるいは麻で編んだ緒の上下を切り捨てたものを、八針に取り裂くように幾条にも解く儀式であつたと考えられる。また、解繩の意味については釈日本紀に

解繩者、解^ニ謝罪^一之義也

倭訓栞に

解繩は中臣祓の舳臚解放の意

神道名目類聚抄に

祓ノ具ナリ

とある。このように種々の説があつてはつきりしたことは言えないが、禊と祓に関する神話にはこの解繩に通じるようなものはない出せないで、恒例の大祓の開始にあたって、罪や穢を繩に解き付けるといふ意味で始められた儀式ではないかと思われる。

以上のような解繩の儀式の内容から考えても、それが恒例の大祓が始められた当初から行われていた儀式であつたと言うことができるであろう。

注1 禊と祓が一緒になつたということは、禊と祓が均等に取

入れられたことを意味するのではない。禊の「穢を清める」という意は全面的に取り入れられたが、祓の方は「罪を贖う」という意ではなく、単に罪に関するという点だけが取り入れられたのである。このことは大祓の祝詞の文章に「祓給比清給」という言葉が使用されており、贖うとい

う意味はないことから言えることである。
注2 賀茂真淵「祝詞考」、本居宣長「祝詞後釈」、次田潤「祝

詞新講」、金子武雄「延喜式祝詞講」、以上を参考にし
た。

平安朝における「にほふ」について

金 沢 貴 代

目 次

第一章 序 論

第二章 本 論

一、平安朝以前における「にほふ」について

二、用例について

三、対象からみた「にほふ」について

(一) 視覚表現語・嗅覚表現語からの考察

(二) 「かをる」との関連性からの考察

(三) 視覚表現語・嗅覚表現語以外の表現語からの考察

第三章 結 論

補 註

第一章 序 論

「にほふ」(「にほひ」「にほひやかにり」なども含む)という

第二章 本 論

語は、奈良朝において宮廷関係・貴族階層の作歌に多く用いられ、感覚美の表現語として存在し、平安朝に入り、同じ感覚美の表現語としても、より広がりをもって生きていくように感じられる。これらの語が視覚・嗅覚などの感覚美に使用されていたということとは、広く中古の文学に興味をもつ人々の既に知るところである。又、この語について、諸々の研究があり、当大学においても、二冊ほどある。たゞこれらは作品数、用例数などの点で狭義にわたっている感がある。そこで私は用例を広く平安朝作品二十一に求めて、当時における「にほふ」とは具体的にどういうものであったか、人々の感覚美にまで達したと思う。平安朝人の美意識の究明までは困難であろうが、せめて「にほふ」の時代的変遷なりとも究明できたら幸いと思う。

一、平安朝以前における「にほふ」について